

『C-Book 刑法Ⅲ 第3版』
お詫びと訂正

以下の箇所に誤りがございました。お詫びして訂正いたします。

2012年11月8日現在

ページ	場所	誤	正	更新日
参考文献	13行目	犯罪各論(二版)(成文堂)	犯罪各論(第二版)(筑摩書房)	2005.02.07
参考文献	下から5行目	「刑法の争点～」と(執筆者名～)がずれている		2005.02.07
2	下から10行目	成立	性質	2005.01.17
18	下から12行目	業務上過失傷害罪	業務上過失 致傷 罪	2005.02.07
19	下から17行目	業務上過失傷害罪	業務上過失 致傷 罪	2005.02.07
22	3行目	女性の毛髪の切断	剃刀による女性の頭髪 の切断	2005.01.24
39	4行目	助産婦	助産師	2005.03.06
46	問題の所在 1行目	前述(○の中に1)～(○の中に5)が挙げられる ※文字化け防止のため、丸数字の「1」は『○の中に1』、「5」は『○の中に5』と標記しました。	前述のように、 法令、契約、事務管理、慣習、条理 が挙げられる」	2004.11.17
48	Check it 下から3行目	しかし、C説からは	しかし、C説から も	2004.11.17
49	1行目	遺棄致死傷罪	遺棄 等 致死傷罪	2005.01.20
	Check it 2行目	保護責任者遺棄罪	保護責任者遺棄 等 罪	2005.01.24
65	右欄1行目	225の2条1項	225 条 の2条1項	2005.03.07
83	下から7行目	看取	看守	2005.01.19
84	図表【新住居権説】 左下欄	住居の支 配	住居の 支配	2005.01.18

85	【錯誤に基づく承諾】表中	住居権説	新住居権説	2005. 01. 06
90	5 行目	助産婦	助産師	2005. 01. 17
98	右欄外 1 行目	団籐	団藤	2005. 01. 17
160	表下上から 10 行目	売上金を押送する	売上金を 搬送 する	2005. 07. 29
236	33, 35 行目	200 万円	100 万円	2005. 03. 08
238	17, 19 行目	もの	ぶつ	2004. 03. 25
245	表内否定説欄下から 7 行目	すでに受給者が	すでに 受託者 が	2005. 07. 29
246	右欄外下から 10 行目	「領得行為によれば」	「領得行為 説 によれば」	2004. 07. 08
272	表内肯定説理由欄下から 4 行目	B が欺かなければ交付しなかったであろう	B が欺か れ なければ交付しなかったであろう	2005. 07. 29
358	下から 6 行目	「163 条の 2 第 2 項で処罰される」	「163 条の 2 第 2 項で処罰される ことになりました。 」	2004. 07. 08
369	下から 3 行目	一般人をして	一般人 が	2005. 07. 29
372	2 番目の表、変造説欄下から 4 行目	文書の内容的に同一性を害しない程度の改ざん	文書の 同一性を内容的に 害しない程度の改ざん	2005. 07. 29
374	アドヴァンス、上から 2 行目	名義を冒書した場合	名義を 冒用 した場合	2005. 07. 29
409	【行使の相手方】表題	行使の相手方	共犯の成否	2005. 01. 06
437	表内：加重逃走罪・主体の欄	拘引状の執行を受けた者	勾引状 の執行を受けた者	2005. 03. 05
448	右欄 How to 下から 6 行目	可罰成否定説	可罰 性 否定説	2004. 07. 12
464	下から 5 行目	刑事被告人が自ら宣誓しても本罪の客体	刑事被告人が自ら宣誓しても本罪の 主体	2004. 01. 11

465	＜「虚偽」の意義＞の表中	事実に反していること	事実に反していること の認識	2003. 11. 20
	[主観説]－[故意]の枠内			
	3行目			
	【虚偽の意義】理由部分	信憑性を有するわけではないから	信憑性を有するわけではないが	2005. 01. 17
472	表B A説欄上から7行目、12行目	虚偽告訴罪	虚偽告訴罪	2005. 07. 29
	表 B B 説欄上から11行目	虚偽告訴	虚偽告訴	
493	13行目	7-1、二3(2)	7-1、 一 3(2)	2005. 07. 29
234	下から2行目	人を恐喝する目的で監禁した場合、監禁罪との牽連犯となる。	人を恐喝する目的で監禁した場合、 かつての判例は監禁罪との牽連犯としていた。しかし、最決平17.4.14はこれを変更し、併合罪とした。	2008. 09. 01
40	欄外 下段 Check it	致傷の場合は6月以上10年以下の懲役、致死の場合は2年以上15年以下の懲役になる。	致傷の場合は6月以上 15 年以下の懲役、致死の場合は 3 年以上の懲役になる。	2008. 12. 13
42	下から9行目「遺棄の罪の保護法益」中央(3)4行目	(最高刑が懲役10年)	(最高刑が懲役 15 年)	2008. 12. 13